

第七十四号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二号中「法第七十二条の四第一項の規定による繰入金、法第七十二条の五の規定による負担金」を「法第七十二条の四の規定による負担金」に改める。

第十三条第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第十九条第一項第一号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第二十七条中「第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

附則第二十二条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第二十二条の二 平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第十一条の三の規定の適用については、同条第一号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第二十

六条第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金に相当する額及び同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金の二分の一に相当する額」と、同条第二号中「その他」とあるのは「、法附則第二十六条第一項の規定による交付金その他」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）等の改正に伴い、保険料の賦課総額の算定の特例期間が延長されたこと等により関係規定の整理を行うため、本条例を改正するものである。

第75号議案

平成22年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)

平成22年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,050,135千円を追加し、歳入歳出それぞれ16,516,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

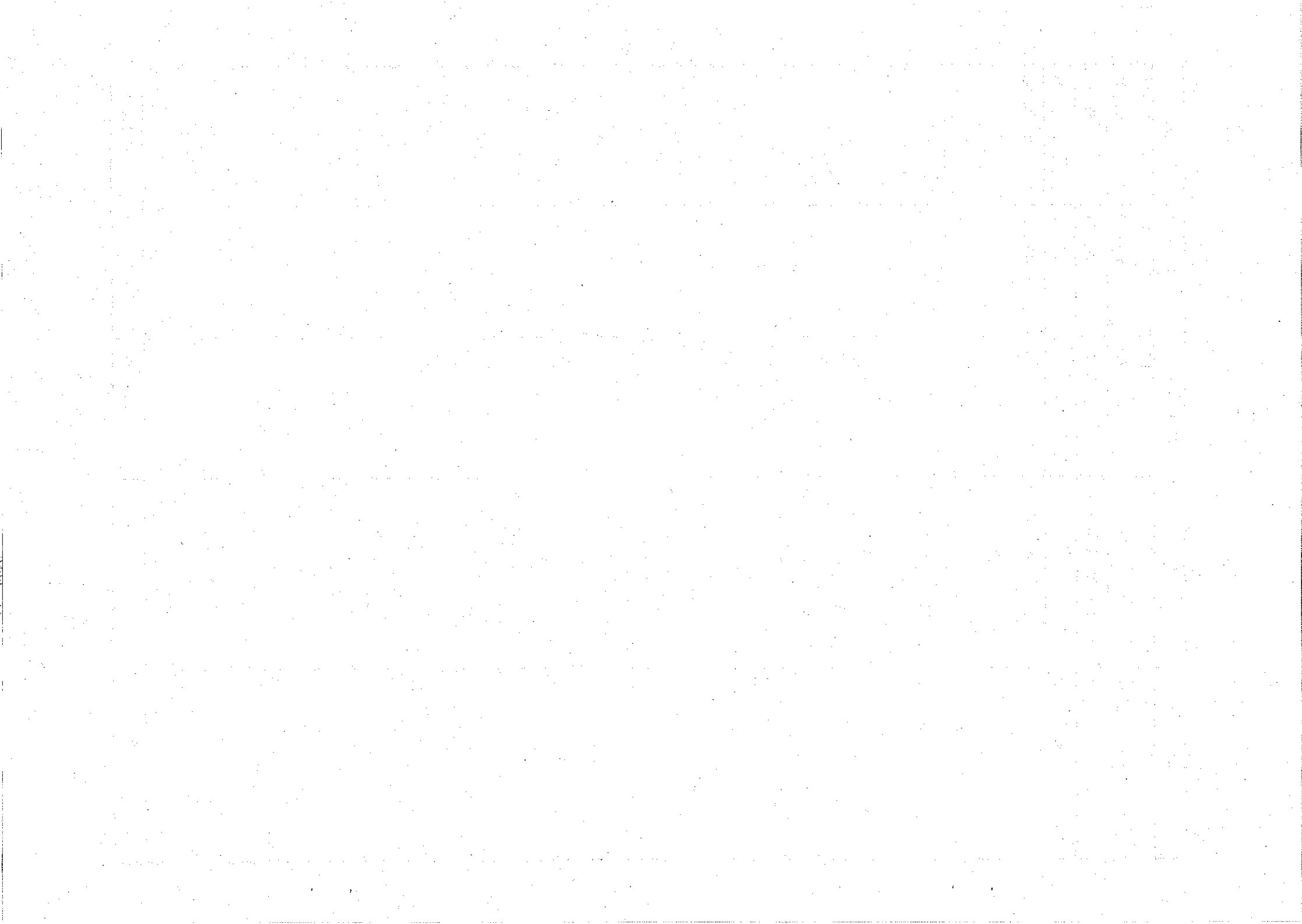
第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 諸収入		1,008,229	3,050,135	4,058,364
	1 雑収入	1,008,229	3,050,135	4,058,364
歳入合計		13,465,942	3,050,135	16,516,077

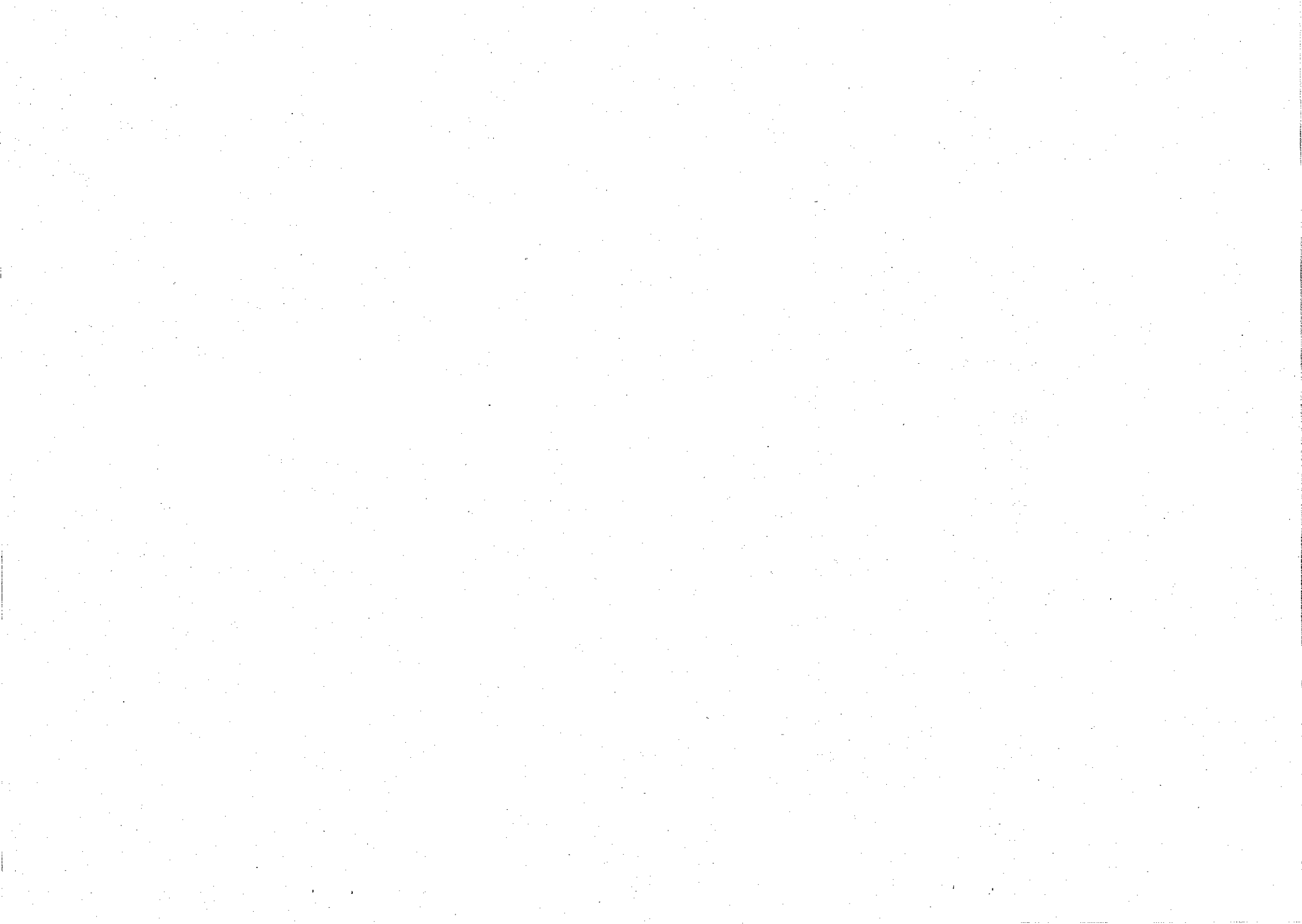
歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	17,241	30,143	47,384
	11 繰上充用金	0	3,019,992	3,019,992
	1 繰上充用金	0	3,019,992	3,019,992
歳 出 合 計		13,465,942	3,050,135	16,516,077



平成22年度
(2010年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,459,219	0	3,459,219
2 使用料及び手数料	769	0	769
3 国庫支出金	3,057,642	0	3,057,642
4 療養給付費等交付金	561,826	0	561,826
5 前期高齢者交付金	2,496,813	0	2,496,813
6 府支出金	617,219	0	617,219
7 共同事業交付金	1,434,563	0	1,434,563
8 繰入金	829,662	0	829,662
9 諸収入	1,008,229	3,050,135	4,058,364
歳入合計	13,465,942	3,050,135	16,516,077

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 191,898	千円 0	千円 191,898
2 保険給付費	9,412,864	0	9,412,864
3 後期高齢者支援金等	1,513,913	0	1,513,913
4 前期高齢者納付金等	4,306	0	4,306
5 老人保健拠出金	17,241	30,143	47,384
6 介護納付金	583,561	0	583,561
7 共同事業拠出金	1,562,337	0	1,562,337
8 保健事業費	162,722	0	162,722
9 諸支出金	15,100	0	15,100
10 予備費	2,000	0	2,000
11 繰上充用金	0	3,019,992	3,019,992
歳出合計	13,465,942	3,050,135	16,516,077

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一
国府支出金	地	方	そ	般
千円	地	債	の	財
	方	千円	他	源
	千円		千円	千円
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	30,143	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	0	0
0		0	3,019,992	0
0		0	3,050,135	0

2 歳 入

(款) 9 諸収入

(項) 1 雑入

款 項	科 目	補正前の額	補正額	計
9 諸	収 入	1,008,229	3,050,135	4,058,364
		1 雑 入	3,050,135	4,058,364
		9 雑 入	30,143	1,036,335
	10 歳入欠かん補填収入	0	3,019,992	3,019,992

節		明 説	
区 分	金 額 千円		千円
1 雑 入	30,143	1 雑収入 補正後 1,036,335,000円—補正前 1,006,192,000円	30,143
1 歳 入 欠 かん 補 填 収 入	3,019,992	1 歳入欠かん補填収入	3,019,992

(款) 9 諸収入
(項) 1 雑入

3 歳 出

(款) 5 老人保健拠出金

(項) 1 老人保健拠出金

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
5 老人保健拠出金	17,241	30,143	47,384	諸収入 30,143
1 老人保健拠出金	17,241	30,143	47,384	諸収入 30,143
1 老人保健医療費拠出金	17,041	30,143	47,184	諸収入 30,143
11 繰上充用金	0	3,019,992	3,019,992	諸収入 3,019,992
1 繰上充用金	0	3,019,992	3,019,992	諸収入 3,019,992
1 前年充用金	0	3,019,992	3,019,992	諸収入 3,019,992

節		明	
区分	金額	説明	
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	30,143	29 保険給付事業（老人保健医療費拠出金）【国保年金課】 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 老人保健医療費	30,143 30,143 30,143
22 補償補填 及び賠償金	3,019,992	50 繰上充用事業【国保年金課】 22 補償補填及び賠償金 2 補填金 平成21年度歳入歳出差引不足額補填金	3,019,992 3,019,992 3,019,992

(款) 11 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

